

## 「学校における今後の感染防止対策について」 (令和4年5月13日時点)

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育へのご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本市の感染状況を踏まえ、学校では次のとおり感染防止対策をいたします。また、新型コロナウイルスに感染した場合についての流れ図について、**別紙**にて配付いたします。保護者の皆様のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 1 登校前・登下校時

- 毎朝、登校前に検温や健康観察を行い、「健康管理チェック表」等に記入して学校に提出してください。
- 日々の健康観察の留意点は以下のとおりです。
  - ・ 児童生徒に加え同居の家族も健康状態を確認すること。
  - ・ 風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に相談し、医療機関を受診するなどの対応をとること。
- ※ **児童生徒が発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の方に未受診の同様の症状がある場合は、登校させないでください。**
- 熱中症対策で登下校時にマスクを外す場合は、身体的距離を十分に確保するようお願いいたします。
  - ※ 身体的距離が十分とれない中で会話をする場合は、マスクを着用してください。
- 登校後は、手洗い等を行った上で教室に入り、再度検温を行います。

### 2 学校生活

- 学校生活については、学校の感染状況や実情に応じて、学級閉鎖や給食後下校、時差登下校、帰宅後のオンライン授業・学習などを実施します。なお、学校で感染が落ち着いている場合は、通常登校とします。
- 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
- 身体的距離が十分とれない教室では、マスクを着用し、換気を徹底します。
  - ※ 体育等、活動内容や場面に応じてマスクを外したり、エアコンを適宜活用したりして、熱中症事故の防止に努めます。
  - ※ マスクについては、不織布マスクを推奨します。(令和4年1月25日文部科学省事務連絡より)
- 授業内容については、感染防止対策を徹底したうえで実施しますが、各教科等において、以下の活動は基本的に実施を控えます。
  - ・ 教科共通で「児童生徒が長時間・近距離で対面形式となるグループワーク」等
  - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
  - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- 修学旅行や運動会・体育大会等の学校行事については、感染防止対策を徹底したうえで、実施を検討します。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行います。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への注意喚起・指導を徹底します。

### 3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク〔不織布〕等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

### 4 部活動

- 活動場所は、原則、学校内で行います。宿泊を伴わない他校との交流（合同練習や練習試合等）を行う場合は、感染状況をみて慎重に協議し、保護者の理解を十分に得たうえで、学校長が判断します。また、新入部員については、体力や技能等に応じた活動とします。

#### 《大会参加について》

- ・ 県内大会については、特に制限はしません。大会参加中だけでなく、移動する車中内等、それ以外の場面でも感染対策を徹底します。
- ・ 県外大会については、中学校体育連盟・文化連盟等が主催・共催する大会及び中央・九州競技団体主催・共催大会のみ感染対策を徹底したうえで参加します。

### 5 出席停止 ※ 「出席停止」とは、欠席の扱いにならないことです。

- 出席停止の取り扱いとなる対象は以下のとおりです。

- ・ 児童生徒が感染した場合
- ・ 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・ 児童生徒の家族が濃厚接触者に指定され、児童生徒が自宅で様子を見る場合
- ・ 児童生徒が発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合、また、同居の方に未診断の同様の症状がある場合
- ・ 感染の有無に関わらず、保護者の意向で登校させない場合
- ・ 対象児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合、また、接種後の副反応による体調不良が認められる場合

※ 上記以外の場合については、学校に相談をお願いします。

※ 児童生徒が感染した場合や濃厚接触者等に指定された場合の出席停止の期間については、保健所や医療機関、及び学校の指示に従ってください。

※ 学級閉鎖になった児童の兄弟姉妹の登校については、保護者の方のご判断とします。登校しない場合は欠席ではなく出席停止扱いになります。